

公 告

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長

岩崎 一也

(公印省略)

次のとおり一般競争入札を行うので、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

件名	再生可能エネルギー比率	入札日時
春日井駐屯地で使用する電気	100%	令和8年1月29日(木)09時00分
	60%以上	令和8年1月29日(木)09時15分
	30%以上	令和8年1月29日(木)09時30分
	0%(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)	令和8年1月29日(木)09時45分
大草自動車訓練場で使用する電灯電気	100%	令和8年1月29日(木)10時00分
	60%以上	令和8年1月29日(木)10時15分
	30%以上	令和8年1月29日(木)10時30分
	0%(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)	令和8年1月29日(木)10時45分
大草自動車訓練場で使用する低圧動力電気	100%	令和8年1月29日(木)11時00分
	60%以上	令和8年1月29日(木)11時15分
	30%以上	令和8年1月29日(木)11時30分
	0%(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)	令和8年1月29日(木)11時45分

- (1) 仕様等  
仕様書による。なお、再生可能エネルギー比率は各区分における比率として読み替えるものとする。
- (2) 履行期間  
令和8年4月1日(水)00時から令和9年3月31日(水)24時まで
- (3) 履行場所  
仕様書による。
- (4) 入札場所  
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 入札室

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者
- (3) 令和7・8・9年度の競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において、C等級以上に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者

- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。(適合証明書を提出すること。)
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、再生可能エネルギー比率の各区分における入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。  
この際、再生可能エネルギー比率に係る条件がない入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率(%)を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

### 3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

- (1) 入札参加希望者は、前項5号及び12号に記載する適合証明書及び特定電源割当計画を提出すること。
- (2) 提出方法  
持参又は郵送 (FAX不可)
- (3) 提出期限  
令和8年1月19日(月) 17時00分

### 4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、令和8年1月22日(木)までに入札参加希望者に回答する。

- (1) 第2項1号から12号までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率100%にて応札をできる者がいる場合は、仕様書の再生可能エネルギー比率は「100%」として、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、第2項1号から12号までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%以上で応札できる者がいる場合は、仕様書の再生可能エネルギー比率は「60%以上とする。」として、その者の競争参加を認める。
- (3) 第2号の要件を満たせない場合において、第2項1号から12号までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札できる者がいる場合は、仕様書の再生可能エネルギー比率は「30%以上とする。」として、その者の競争参加を認める。
- (4) 第3号の要件を満たせない場合において、第2項1号から12号までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合は、仕様書の再生可能エネルギー比率は「再生可能エネルギー比率に係る条件なし」として、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

## 5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、令和7年12月11日（木）から入札日まで中部方面会計隊のHP (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mea/mafin>) でダウンロード若しくは陸上自衛隊春日井駐屯地第408会計隊春日井派遣隊において交付を行う。なお、メール又はFAXによる交付にも対応する。



- (2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、入札参加申込書及び競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。（メール又はFAX可）

## 6 入札説明会及び競争入札実施要領等

### (1) 入札説明会

一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

### (2) 入札実施要領

#### ア 再生可能エネルギー比率100%の入札で応札をできる者がいる場合

再生可能エネルギー比率100%の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書を準備すること。

#### イ 再生可能エネルギー比率100%の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは再生可能エネルギー比率100%の入札で応札をできる者がなかった場合

再生可能エネルギー比率60%以上の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書を準備すること。

#### ウ 再生可能エネルギー比率60%以上の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは再生可能エネルギー比率60%以上の入札で応札をできる者がなかった場合

再生可能エネルギー比率30%以上の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書を準備すること。

#### エ 再生可能エネルギー比率30%以上の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは再生可能エネルギー比率30%以上の入札で応札をできる者がなかった場合

再生可能エネルギー比率に係る条件なしとして入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書を準備すること。

#### オ 落札に至った場合

(ア) 本号アの入札案件が落札に至った場合、本号イ、ウ及びエの入札は全て実施しない。

(イ) 本号イの入札案件が落札に至った場合、本号ウ及びエの入札は全て実施しない。

(ウ) 本号ウの入札案件が落札に至った場合、本号エの入札は実施しない。

## 7 保証金等に関する事項

### (1) 入札保証金：免除。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

### (2) 契約保証金：免除。

ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 8 入札方法及び落札の決定

### (1) 落札決定方式

件名別の予定総価（ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。）

(2) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。

(3) 入札金額の算定において、力率割引（割増）、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

(4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 入札書には見積もった金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額を記載すること。（親金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）落札決定に当たっては入札書に記載の金額をもって落札金額とする。

## 9 入札の無効

(1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札

(2) 入札金額及び入札者の氏名が判別し難い入札

(3) その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。付帯する特約条項は談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とし仕様書を添付する。

## 11 その他

(1) 郵便入札は、令和8年1月28日（水）必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前に連絡するとともに便着を確認すること。

なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。

一の案件が再度入札となった場合に再度入札への参加を希望する場合には、郵便入札においても再度入札のための入札書を併せて送付すること。

(2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。

(3) 代表者以外での入札は、入札開始までに委任状を提出すること。

(4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第408会計隊春日井派遣隊事務所で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。

(5) 市場価格調査へのご協力をお願いします。

(6) 入札書に関しては、入札件名及び再生可能エネルギー比率ごとに、それぞれの件名、再生可能エネルギー比率、入札日時及び場所を記載した個別の封書に入札書を個別に封入することとする。また、再度入札への入札を希望する場合は、それぞれの件名、再生可能エネルギー比率、入札日時及び場所に加えて、案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に、それぞれの件名の再度入札書を個別に封入することとする。

(7) 各種質問・調整、仕様書等の交付及び現地確認等について、いずれも行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する、行政機関の休日及び令和7年12月24日から令和8年1月4日の間に対応できませんのでご了承ください。

(8) 問い合わせ先

ア 入札に関する事項

〒486-8550 春日井市西山町無番地

陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊

担当：尾方

TEL：0568-81-7183（内線377）

FAX：0568-81-9072

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊 管理科営繕班

担 当：綾戸

TEL：0568-81-7183（内線371）

(9) 本公告は、下記に掲示している。

ア 陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 掲示板

イ 陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊 掲示板

ウ 陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊 掲示板

エ 陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 掲示板

オ 陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/mea/mafin>

# 仕様書

## 1 件名

春日井駐屯地で使用する電気

## 2 概要

### (1) 需要場所

愛知県春日井市西山町無番地

陸上自衛隊春日井駐屯地

### (2) 業種及び用途

官公署（国家事務）

## 3 仕様

### (1) 電気方式、標準電圧、周波数等

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧（標準電圧） 6,600V

ウ 計量電圧（標準電圧） 6,600V

エ 周波数 60Hz

オ 受電方式 1回線受電

カ 蓄熱式負荷設備の有無 有

### (2) 契約電力、予定電力使用量

ア 契約電力 1,000kW

イ 予定電力使用量 3,407,000kWh/年

月別電力使用量は、別紙第1による。

### (3) 使用期間

自 令和8年4月1日0時

至 令和9年3月31日24時

### (4) 電力量の検針

ア 自動検針装置 有

電力会社の検針方式 自動検針

電力量計の構成 三菱電機(株) 変成器付複合計器（時間帯別・精密級）

型式 WP3ES-R

交流3相3線式110V5A

計器定数	1 0 0 0 Pulse / k W s
	1 0 0 0 Pulse / kvars
パルス定数	5 0 0 0 0 Pulse / k W h
	2 0 0 0 Pulse / k W h

イ 無線方式自動検針用通信端末装置

構成	大井電気㈱
	A : 1 : N 無線 / B : Ethernet
型番	O S t - 2 4 3 5

(5) 需給地点

春日井駐屯地構内第2-1号柱、柱上気中開閉器（SOG）の電源側  
接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ。

(8) 非常用発電機の保有

非常用自家発電装置を有し商用電力の供給が停止した場合、自動運転にて構内主要施設・設備に電力の供給をする。

(9) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給すること。

ア 電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。

イ アの入札手続きの結果、不調又は不成立となった場合には、再生可能エネルギー比率60%とすること。

ウ イの入札手続きの結果、不調又は不成立となった場合には、再生可能エネルギー比率30%とすること。

エ ウの入札手続きの結果、不調又は不成立となった場合には、再生可能エネルギー比率に係わる条件は問わないこととする。

参照：別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<https://www.there100.org/technical-guidance>

4 その他

(1) 自動力率調整装置を有し、契約期間中力率100%を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

- (3) 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金、使用済燃料再生処理等既発電費は、考慮しないこと。
- (4) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの購入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (5) 入札参加業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を入札時に別紙第4、契約後は半期（9月・3月）ごとに別紙第5で示す書面を提出すること。
- (6) 電力調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）に準拠すること。

参照：別紙第6

- (7) この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。

月別電力使用予定表  
(令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月)

月 項目	使用電力量 (kWh/月)	夏季使用量 (kWh/月)	その他の季節 使用量 (kWh/月)
4	166,000	0	166,000
5	159,000	0	159,000
6	278,000	0	278,000
7	402,000	278,000	0
8	395,000	402,000	0
9	359,000	395,000	0
10	229,000	0	359,000
11	191,000	0	229,000
12	295,000	0	191,000
1	317,000	0	295,000
2	304,000	0	317,000
3	312,000	0	304,000
計	3,407,000	1,075,000	2,298,000

(注)

夏季使用量：

7月1日～9月30日の間に使用する電力量

その他の季節使用量：

4月1日～6月30日及び10月1日～  
3月31日の間に使用する電力量

## 「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

<b>自家発電 (Self-generated electricity)</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力 (Purchased electricity)</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者

は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

	<p>3 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 前年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの  (算定方式) <math display="block">\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(KWh))</p> <p>② 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 前年度の供給電力量 (需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 前年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---

## 特定電源割当計画書様式例

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書

分任契約担当官

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

令和〇年度に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。  
また、供給電圧情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

## 1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇  
需要施設名 〇〇〇〇  
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
契約電力 〇〇〇〇 kW

## 2 供給期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日

## 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内容は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	割当電力量(kwh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

## 2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

## 特定電源割当証明書様式例

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 証 明 書

分任契約担当官

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

令和〇年〇半期以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電圧情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したことと、  
いかなる第三者へも移転されいないことをここに証する。

## 1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇  
需要施設名 〇〇〇〇  
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
契約電力 〇〇〇〇 kW

## 2 供給期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日

## 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内容は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	割当電力量(kwh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

## 2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）（抄）

1. （略）

2. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

(1) 電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする。

・電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする。

・裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、公正な競争を確保するとともに、当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約することとする。

・国及び独立行政法人等はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

(2) （略）

# 仕様書

## 1 件名

大草自動車訓練場で使用する電灯電気

## 2 概要

### (1) 需要場所

愛知県小牧市大字大草十三塚688-1

陸上自衛隊春日井駐屯地大草自動車訓練場

### (2) 業種及び用途

官公署（国家事務）

## 3 仕様

### (1) 電気方式、標準電圧、周波数等

ア 供給電気方式	交流単相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	100/200V
ウ 計量電圧（標準電圧）	100/200V
エ 周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電
カ 蓄熱式負荷設備の有無	無

### (2) 契約電力、予定電力使用量

ア 契約電力	従量電灯60A
イ 予定電力使用量	11,200kWh/年

月別電気使用量は、別紙第1による。

### (3) 使用期間

自 令和8年4月1日0時

至 令和9年3月31日24時

### (4) 電力量の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方式	自動検針
電力量計の構成	東光東芝メーターシステムズ(株) 普通電力量計 型式 S2US-TA形 交流単相3線式100V 60A 60Hz

パルス定数 250 / 3 Pulse / k W s

単相3線式100V60A 双方向開閉付60Hz

1N / 無線

有効期限 2035年6月

(5) 需給地点

陸上自衛隊春日井駐屯地大草自動車訓練場の引込柱上電源接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ。

(8) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給すること。

ア 電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。

イ アの入札手続きの結果、不調又は不成立となった場合には、再生可能エネルギー比率を60%以上とすること。

ウ イの入札手続きの結果、不調又は不成立となった場合には、再生可能エネルギー比率30%とすること。

エ ウの入札手続きの結果、不調又は不成立となった場合には、再生可能エネルギー比率に係わる条件は問わないこととする。

参照：別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<https://www.there100.org/technical-guidance>

#### 4 その他

(1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(2) 非常用自家発電設備は、有していない。

(3) 契約に伴い電力検針装置の取替、設置等が必要な場合、契約会社の責任において契約期間に支障のないようにおこなうこと。

(4) 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金、使用済燃料再生処理等既発電費は、考慮しないこと。

(5) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの購入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第3に掲げる条件を満たすこと。

(6) 入札参加業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を入札時に別紙第4、契約後は半期（9月・3月）ごとに別紙第5で示す書面を提出すること。

- (7) 電力調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）に準拠すること。

参照：別紙第6

- (8) この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。

月別電力使用予定表  
(令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月)

月 項目	使用電力量 (kWh/月)	夏季使用量 (kWh/月)	その他の季節 使用量 (kWh/月)
4	850	0	850
5	940	0	940
6	1,050	0	1,050
7	950	950	0
8	870	870	0
9	890	890	0
10	1,050	0	1,050
11	1,080	0	1,080
12	820	0	820
1	800	0	800
2	900	0	900
3	1,000	0	1,000
計	11,200	2,710	8,490

(注)

夏季使用量：

7月1日～9月30日の間に使用する電力量

その他の季節使用量：

4月1日～6月30日及び10月1日～  
3月31日の間に使用する電力量

## 「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

<b>自家発電 (Self-generated electricity)</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力 (Purchased electricity)</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者

は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

	<p>3 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 前年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの  (算定方式) <math display="block">\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量  (送電端(KWh))</p> <p>② 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量  (送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh)  (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 前年度の供給電力量 (需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 前年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---

## 特定電源割当計画書様式例

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書

分任契約担当官  
〇〇 〇〇 様〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

令和〇年度に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。  
また、供給電圧情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

## 1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇  
需要施設名 〇〇〇〇  
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
契約電力 〇〇〇〇 kW

## 2 供給期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日

## 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内容は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	割当電力量(kwh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

特定電源割当証明書様式例

令和 年 月 日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

分任契約担当官  
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

令和〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電圧情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したことと、  
いかなる第三者へも移転されいないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇  
需要施設名 〇〇〇〇  
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
契約電力 〇〇〇〇 k W

2 供給期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内容は別紙のとり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	割当電力量(kwh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
合計 (kWh)					

総計 (kWh)  
〇〇

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和 4 年 2 月 25 日閣議決定）（抄）

1. （略）

2. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

(1) 電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする。

・電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする。

・裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、公正な競争を確保するとともに、当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約することとする。

・国及び独立行政法人等はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法第 12 条第 1 項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

(2) （略）

# 仕様書

## 1 件名

大草自動車訓練場で使用する低圧動力電気

## 2 概要

### (1) 需要場所

愛知県小牧市大字大草十三塚688-1

陸上自衛隊春日井駐屯地大草自動車訓練場

### (2) 業種及び用途

官公署（国家事務）

## 3 仕様

### (1) 電気方式、標準電圧、周波数等

ア 供給電気方式 交流三相3線式

イ 供給電圧（標準電圧） 200V

ウ 計量電圧（標準電圧） 200V

エ 周波数 60Hz

オ 受電方式 1回線受電

カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

### (2) 契約電力、予定電力使用量

ア 契約電力 低圧動力22kW

イ 予定電力使用量 16,305kWh/年

月別電気使用量は、別紙第1による。

### (3) 使用期間

自 令和8年4月1日0時

至 令和9年3月31日24時

### (4) 電力量の検針

自動検針装置 有

電力会社の検針方式 自動検針

電力量計の構成 中部精機(株) 普通電力量計

型式 C3PA-t形

交流三相3線式200V 250A

60Hz

パルス定数	10Pulse/kW s
三相3線式200VA	双方向開閉付60Hz
	1N/無線
有効期限	2033年7月

- (5) 需給地点  
陸上自衛隊春日井駐屯地大草自動車訓練場の引込柱上電源接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点  
上記需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点  
上記需給地点に同じ。
- (8) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給すること。

ア 電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。

イ アの入札手続きの結果、不調又は不成立となった場合には、再生可能エネルギー比率を60%以上とすること。

ウ イの入札手続きの結果、不調又は不成立となった場合には、再生可能エネルギー比率30%とすること。

エ ウの入札手続きの結果、不調又は不成立となった場合には、再生可能エネルギー比率に係わる条件は問わないこととする。

参照：別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<https://www.there100.org/technical-guidance>

#### 4 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 非常用自家発電設備は、有していない。
- (3) 契約に伴い電力検針装置の取替、設置等が必要な場合、契約会社の責任において契約期間に支障のないようにおこなうこと。
- (4) 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金、使用済燃料再生処理等既発電費は、考慮しないこと。
- (5) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの購入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第3に掲げる条件を満たすこと。
- (6) 入札参加業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を入札時に別紙第4、契約後は半期（9月・3月）ごとに別紙第5で示す書面を提出すること。

- (7) 電力調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）に準拠すること。

参照：別紙第6

- (8) この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。

月別電力使用予定表  
(令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月)

月 項目	使用電力量 (kWh/月)	夏季使用量 (kWh/月)	その他の季節 使用量 (kWh/月)
4	1,025	0	1,025
5	400	0	400
6	590	0	590
7	1,500	1,500	0
8	1,770	1,770	0
9	1,700	1,700	0
10	1,200	0	1,200
11	220	0	220
12	1,400	0	1,400
1	1,450	0	1,450
2	2,500	0	2,500
3	2,550	0	2,550
計	16,305	4,970	11,335

(注)

夏季使用量：

7 月 1 日～9 月 30 日の間に使用する電力量

その他の季節使用量：

4 月 1 日～6 月 30 日及び 10 月 1 日～  
3 月 31 日の間に使用する電力量

## 「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

<b>自家発電 (Self-generated electricity)</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力 (Purchased electricity)</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①前年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
0.690以上	0	
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者

は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

	<p>3 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 前年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> $\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(KWh))</p> <p>② 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 前年度の供給電力量 (需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 前年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---

## 特定電源割当計画書様式例

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書

分任契約担当官  
〇〇 〇〇 様〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇令和〇年度に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことを計画する。  
また、供給電圧情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

## 1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇  
需要施設名 〇〇〇〇  
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
契約電力 〇〇〇〇 k W

## 2 供給期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日

## 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内容は別紙のとり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	割当電力量(kwh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

## 特定電源割当証明書様式例

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 証 明 書

分任契約担当官  
〇〇 〇〇 様〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

令和〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電圧情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したと、  
いかなる第三者へも移転されいないことをここに証する。

## 1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇  
需要施設名 〇〇〇〇  
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
契約電力 〇〇〇〇 kW

## 2 供給期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日

## 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内容は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	割当電力量(kwh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

## 2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー原種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）（抄）

1. （略）

2. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

(1) 電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする。

・電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする。

・裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、公正な競争を確保するとともに、当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実かつ安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約することとする。

・国及び独立行政法人等はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

(2) （略）

# 入札参加申込書

分任契約担当官  
陸上自衛隊春日井駐屯地  
第408会計隊春日井派遣隊長 殿

件 名	
参加希望の品目に チェックしてください。	春日井駐屯地で使用する電気
	大草自動車訓練場で使用する電灯電気
	大草自動車訓練場で使用する低圧動力電気

会 社 名	
代 表 者 名	
法 人 番 号	
住 所	〒 _____
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	
担 当 者 名	

本 件 担 当	陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 尾方
T E L	0568-81-7183 (内線 377)
F A X	0568-81-9072

※入札を辞退する際は必ず一報してください。

## 官側記載欄

チェック	コメント
<input type="checkbox"/>	一般競争参加資格確認申請書等受領しました。
<input type="checkbox"/>	入札参加の可否判定の通知です。確認ください。
<input type="checkbox"/>	市場価格調査書を受領しました。
<input type="checkbox"/>	入札書を受領しました。

入札参加希望者 殿

令和8年度春日井駐屯地で使用する電気等の入札について

【提出書類】

- 1 入札書（郵便等の場合、1月28日（水）までに提出願います）
- 2 市場価格調査票（1月26日（月）17時までの提出にご協力ください）
- 3 入札参加申込書、競争参加資格、適合証明書及び特定電源割当計画書  
（1月19日（月）までに郵便等で提出願います）

【今後の流れ】

- 1月19日17時までに 入札参加申込書、競争参加資格（全省庁統一資格）、  
適合証明書及び特定電源割当計画書の提出
- 1月26日17時までに 市場価格調査票の提出
- 1月28日17時までに 入札書の提出（郵便等の場合）
- 1月29日9時以降 開 札

入札に関して不明な事項はご連絡ください。

○ 入札に関する事項

〒486-8550 春日井市西山町無番地  
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊  
担 当：尾方  
TEL：0568-81-7183（内線377）  
FAX：0568-81-9072  
E-mail：ma426fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

○ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊 管理科営繕班  
担 当：綾戸  
TEL：0568-81-7183（内線371）

E-mail



中部方面会計隊HP





再生可能エネルギー由来電力量の内訳（ 月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住 所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kwh)
合計（kWh）			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
合計（kWh）					

総計（kWh）

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

# 適合証明書

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊春日井駐屯地  
第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住所・名称・代表者名

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	該当番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供 の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「取組の有無」及び「点数」には、仕様書別紙第3により算出した値を記載

注2) 2項の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1項及び2項の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

**入札書（春日井駐屯地で使用する電気）**  
 再エネ率（ 100% ・ 60% ・ 30% ・ 0% ）  
 ※ ↑ 該当比率を○で囲んでください。

分任契約担当官  
 陸上自衛隊春日井駐屯地  
 第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

令和 年 月 日

住所・名称・代表者名

⑩

春日井駐屯地で使用する電気に関し、入札条件同意の上、下記のとおり入札します。

入札金額：¥ \_\_\_\_\_（税込）

内訳は下記のとおり

年月	基本料金			従量料金			その他 (円) : g	合計 c + f + g
	数量 (kW) : a	基本料金 (円/kWh) : b	小計(円) a × b : c	予定使用 電力量(kWh) : d	単価 (円/kWh) : e	小計 d × e : f		
令和8年4月	1,000			166,000				
令和8年5月	1,000			159,000				
令和8年6月	1,000			278,000				
令和8年7月	1,000			402,000				
令和8年8月	1,000			395,000				
令和8年9月	1,000			359,000				
令和8年10月	1,000			229,000				
令和8年11月	1,000			191,000				
令和8年12月	1,000			295,000				
令和9年1月	1,000			317,000				
令和9年2月	1,000			304,000				
令和9年3月	1,000			312,000				
小計				3,407,000				

※ 基本料金及び単価については **税込** で記載してください。

入札書 (大草自動車訓練場で使用する電灯電気)  
再エネ率 ( 100% ・ 60% ・ 30% ・ 0%)

※ ↑ 該当比率を○で囲んでください。

分任契約担当官

令和 年 月 日

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住所・名称・代表者名

⑩

大草自動車訓練場で使用する電灯電気に関し、入札条件同意の上、下記のとおり入札します。

入札金額：¥ \_\_\_\_\_ (税込)

内訳は下記のとおり

年月	基本料金			従量料金			その他 (円) : g	合計 c + f + g
	数量 (A) : a	基本料金 (円/kWh) : b	小計(円) a × b : c	予定使用 電力量(kWh) : d	単価 (円/kWh) : e	小計 d × e : f		
令和8年 4月	60			850				
令和8年 5月	60			940				
令和8年 6月	60			1,050				
令和8年 7月	60			950				
令和8年 8月	60			870				
令和8年 9月	60			890				
令和8年 10月	60			1,050				
令和8年 11月	60			1,080				
令和8年 12月	60			820				
令和9年 1月	60			800				
令和9年 2月	60			900				
令和9年 3月	60			1,000				
小計				11,200				

※ 基本料金及び単価については **税込** で記載してください。

入札書（大草自動車訓練場で使用する低圧動力電気）  
再エネ率（ 100% ・ 60% ・ 30% ・ 0%）

※ ↑ 該当比率を○で囲んでください。

分任契約担当官

令和 年 月 日

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住所・名称・代表者名

印

大草自動車訓練場で使用する低圧動力電気に関し、入札条件同意の上、下記のとおり入札します。

入札金額：¥ \_\_\_\_\_ (税込)

内訳は下記のとおり


年月	基本料金			従量料金			その他 (円) : g	合計 c + f + g
	数量 (kWh) : a	基本料金 (円/kWh) : b	小計(円) a × b : c	予定使用 電力量(kWh) : d	単価 (円/kWh) : e	小計 d × e : f		
令和8年 4月	22			1,025				
令和8年 5月	22			400				
令和8年 6月	22			590				
令和8年 7月	22			1,500				
令和8年 8月	22			1,770				
令和8年 9月	22			1,700				
令和8年 10月	22			1,200				
令和8年 11月	22			220				
令和8年 12月	22			1,400				
令和9年 1月	22			1,450				
令和9年 2月	22			2,500				
令和9年 3月	22			2,550				
小計				16,305				

※ 基本料金及び単価については **税込** で記載してください。

適正な算定に資するため、下記の期日までに市場価格調査書の提出にご協力をお願いします。

提出期限：8. 1. 26（月）17時までにFAXまたはメールにて

FAX：0568-81-9072（担当：尾方）

E-mail 

E-mail：ma426fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp



市場価格調査書（春日井駐屯地で使用する電気）

再エネ率（100%・60%・30%・0%）

※ ↑ 該当比率を○で囲んでください。

分任契約担当官

令和 年 月 日

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住所・名称・代表者名

④

金額：¥ \_\_\_\_\_（税込）

内訳は下記のとおり


年月	基本料金			従量料金			その他 (円) : g	合計 c + f + g
	数量 (kW) : a	基本料金 (円/kWh) : b	小計(円) a × b : c	予定使用 電力量(kWh) : d	単価 (円/kWh) : e	小計 d × e : f		
令和8年 4月	1,000			166,000				
令和8年 5月	1,000			159,000				
令和8年 6月	1,000			278,000				
令和8年 7月	1,000			402,000				
令和8年 8月	1,000			395,000				
令和8年 9月	1,000			359,000				
令和8年 10月	1,000			229,000				
令和8年 11月	1,000			191,000				
令和8年 12月	1,000			295,000				
令和9年 1月	1,000			317,000				
令和9年 2月	1,000			304,000				
令和9年 3月	1,000			312,000				
小計				3,407,000				

※ 基本料金及び単価については 税込 で記載してください。

適正な算定に資するため、下記の期日までに市場価格調査書の提出にご協力をお願いします。

提出期限：8. 1. 26（月）17時までにFAXまたはメールにて

FAX：0568-81-9072（担当：尾方）

E-mail 

E-mail：ma426fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp



市場価格調査書（大草自動車訓練場で使用する電灯電気）

再エネ率（100%・60%・30%・0%）

※ ↑ 該当比率を○で囲んでください。

分任契約担当官

令和 年 月 日

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住所・名称・代表者名

⑩

金額：¥ \_\_\_\_\_（税込）

内訳は下記のとおり


年月	基本料金			従量料金			その他 (円) : g	合計 c + f + g
	数量 (A) : a	基本料金 (円/kWh) : b	小計(円) a × b : c	予定使用 電力量(kWh) : d	単価 (円/kWh) : e	小計 d × e : f		
令和8年 4月	60			850				
令和8年 5月	60			940				
令和8年 6月	60			1,050				
令和8年 7月	60			950				
令和8年 8月	60			870				
令和8年 9月	60			890				
令和8年 10月	60			1,050				
令和8年 11月	60			1,080				
令和8年 12月	60			820				
令和9年 1月	60			800				
令和9年 2月	60			900				
令和9年 3月	60			1,000				
小計				11,200				

※ 基本料金及び単価については 税込 で記載してください。

適正な算定に資するため、下記の期日までに市場価格調査書の提出にご協力をお願いします。

提出期限：8. 1. 26（月）17時までにFAXまたはメールにて

FAX：0568-81-9072（担当：尾方）

E-mail 

E-mail：ma426fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp



市場価格調査書（大草自動車訓練場で使用する低圧動力電気）

再エネ率（100%・60%・30%・0%）

※ ↑ 該当比率を○で囲んでください。

分任契約担当官

令和 年 月 日

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住所・名称・代表者名

⑩

金額：¥ \_\_\_\_\_（税込）

内訳は下記のとおり

年月	基本料金			従量料金			その他 (円) : g	合計 c + f + g
	数量 (kWh) : a	基本料金 (円/kWh) : b	小計(円) a × b : c	予定使用 電力量(kWh) : d	単価 (円/kWh) : e	小計 d × e : f		
令和8年 4月	22			1,025				
令和8年 5月	22			400				
令和8年 6月	22			590				
令和8年 7月	22			1,500				
令和8年 8月	22			1,770				
令和8年 9月	22			1,700				
令和8年 10月	22			1,200				
令和8年 11月	22			220				
令和8年 12月	22			1,400				
令和9年 1月	22			1,450				
令和9年 2月	22			2,500				
令和9年 3月	22			2,550				
小計				16,305				

※ 基本料金及び単価については **税込** で記載してください。